

高鍋町告示第24号

平成28年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年8月30日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成28年9月5日(月)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
青木 善明君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
緒方 直樹君	永友 良和君

---

○9月7日に応招した議員

同上

---

○9月8日に応招した議員

同上

---

○9月9日に応招した議員

同上

---

○9月21日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

---

平成28年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第1日)

平成28年9月5日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成28年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 常任委員会行政調査報告
  - (4) 本省要望の報告
  - (5) 例月現金出納検査結果報告
  - (6) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 平成27年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第6号 平成27年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第7号 平成27年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第44号 防災行政無線戸別受信機の購入について
- 日程第9 議案第45号 平成27年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第10 認定第1号 平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第2号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第3号 平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第4号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第5号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第6号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第7号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第8号 平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について

- 日程第18 認定第9号 平成27年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第19 議案第46号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第20 議案第47号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第48号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第49号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第50号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第51号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第52号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第53号 平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第54号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 平成27年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 常任委員会行政調査報告
  - (4) 本省要望の報告
  - (5) 例月現金出納検査結果報告
  - (6) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 平成27年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第6号 平成27年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第7号 平成27年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第44号 防災行政無線戸別受信機の購入について
- 日程第9 議案第45号 平成27年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第10 認定第1号 平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第2号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

- て
- 日程第12 認定第3号 平成27年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第4号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第5号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第6号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第7号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第8号 平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第9号 平成27年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第19 議案第46号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第20 議案第47号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第48号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第49号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第50号 平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第51号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第52号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第53号 平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第54号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 平成27年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

---

出席議員（16名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 青木 善明君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 緒方 直樹君	18番 永友 良和君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君      事務局長補佐 岩佐 康司君  
議事調査係長 矢野 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	島埜内 遵君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				森 弘道君
政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君	産業振興課長	……………	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長	…	野中 康弘君	町民生活課長	……………	杉 英樹君
健康保険課長	……………	徳永 恵子君	福祉課長	……………	河野 辰己君
税務課長	……………	川野 和成君	上下水道課長	……………	吉田 聖彦君
教育総務課長	……………	中里 祐二君	社会教育課長	……………	稲井 義人君

---

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から平成28年第3回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成28年第3回定例議会が招集されたことにより、去る8月31日、第3会議室において委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長を含む3人が出席、議会から日程説明など2名が参加して議会運営委員会が開かれましたので御報告いたします。

今議会に提案されます案件は、財政健全化判断比率、公営企業資金不足比率に関すること、教育に関する事務管理など報告3件、教育委員会委員の任期満了が12月議会前、11月末日であるための同意案件1件、防災行政無線戸別受信機購入について、水道事業の未処分利益剰余金処分についての議案、平成27年度決算認定9件、省令改正などに伴う税条例の一部改正など4件、平成28年度一般会計など補正予算案が5件、計24件が提案されます。

報告・同意案件・防災行政無線購入については本日採決、決算認定などはこの後提案理由を説明、総括・質疑を経て特別委員会、常任委員会への付議事案となります。

付議事案に対して執行部からの説明を終え、委員からの意見を求めましたが、条例の一部改正についての確認が行われただけでした。

事務局からの日程説明が終わり、意見書については議員協議会に諮り、その後、提案の有無を決定することが確認されました。一般質問者は8名ですので、2日間とすること、特別常任委員会とも前倒しでの審査を行うことを確認したところです。この日程を進めることを委員全員賛成でした。

なお、第3回定例会は決算認定でもあり、件数も24件と多いので、短い時間でも中身のある審査を希望して報告いたします。

---

### **日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、岩村道章議員、7番岩崎信や議員を指名いたします。

---

### **日程第2. 諸報告**

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣いたしましたので、これにより報告いたします。

次に、産業建設常任委員会の行政調査報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○8番（青木 善明君） おはようございます。産業建設常任委員会の行政調査について報告いたします。

日時は7月12日から13日までの2日間、委員4名、事務局1名と産業振興課長の合計6名で、岡山県の矢掛町、兵庫県の相生市を訪問調査いたしました。

なお、事前に調査項目をお願いしてありましたので、主にそれに基づいての報告とさせていただきます。

1日目の岡山県矢掛町のブランドの認定と協働のまちづくりについて報告いたします。

岡山県の南西部に位置する矢掛町は歴史と文化のまちで、人口1万5,200人を擁し、瀬戸内海気候に属し、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、災害の少ない住みやすいまちで、平成の大合併でも単独の路線を選択し、きめ細やかなまちづくりを推進しています。矢掛

町のすばらしい農産物や観光土産品などのよさを知ってもらうことを目的として、平成21年度に矢掛町ブランド認定委員会を設立し、矢掛町ブランド事業を創設しました。そのブランド確立に向けての戦略事業とは、町、町民、事業者等関係団体が協働で全国に発信し、育てることで観光振興と活性化を図るもので認定事業と育成事業の2つの柱から成り立っています。ブランド認定についてのコンセプトは、恵まれた環境と風土の中で育まれたもので、矢掛町ならではの魅力あふれるものであり、優れた素材、技術を活かした高い品質を持つものであります。

認定事業は既存の商品を生産、販売する事業者や組合などを応募対象とし、広く公募で受け付け、認定を受けたい事業主が申請をし、委員会において審査された後、町長が認定するものです。認定された事業者等は積極的に販売、PRを行い、町は全国発信するための支援を行っています。

また、育成事業は将来的にブランドとして認定されることを一つの目標として、ブランドとなり得るものを発掘、育成する事業で、対象となるのはブランド化できる全てのものとするが、重点的育成品目を数品指定して事業の核をつくり、ブランドとしての地位確立のため協働で育成品目の商品化や全国に発信していくための仕掛けづくりを行い、事業者及びその商品を育成支援するものです。認定事業者は、その商品に矢掛町ブランドロゴマークを使用することができ、また、町のパンフレットやホームページに矢掛町ブランド認定品を掲載するので、矢掛町を全国へPRする中でも重要な役割を担います。現在、46品目が認定されており、事業者数は31人となっており、今では認定事業者同士のつながりが深まり、ブランド及び町の認知度を上げることを目的としたブランド販売戦略協議会が発足し、ブランドフェアや日曜朝市、イベントなども含め販売実績が上がり税収にもつながっているとのことでした。

次に、協働のまちづくりですが、町民が主体的に町政に参加するための基本的な事項を定め、町民と町が協働して、地域社会の発展に資することを目的とする矢掛町まちづくり基本条例が平成17年に制定されました。協働のまちづくりのもと、地域の現状に見配りするとともに地域の課題を町民みずからの課題と捉えることで、町民、地域、関係団体、役場関係課などが連携した取り組みが進められるよう地域の实情や時代に対応した地域活力の維持、活性化対策を推進していくことを目的として平成23年度より地域支援員制度が設置されました。

支援員は7人で、基本的なパソコン操作が可能で、地域の担い手となる業務及び活動は各地区公民館に一日8時間勤務し、報酬月額17万5,000円です。任期は1年で、再任は妨げない。採用後は町の非常勤職員となり、地方公務員法等が適応され、信用失墜行為の禁止、守秘義務等が課せられています。支援員の人選は地域住民からの推薦を基本とし、配置を希望する地域の地区自治協議会、地区公民館、地区社会福祉協議会などの意見を踏まえて町長が決定し、委嘱する。地域支援員導入後は、地域住民の意見を聞き、地域の現状、課題解決や今後の課題、将来的な姿に係る話し合い、地域の活性化支援につな

っているとのことでした。

そのほか地域住民及び企業等の団体が清掃美化活動等のボランティア活動を通じて、地域の共有財産である道路への愛着心を深めることにより、協働のまちづくりを進めることを目的とした「まちピカ応援事業」を取り入れています。また、河川清掃でも地元の住民がボランティアで実施するというスタイルがほぼ全域で定着し、今では以前と見違えるほどのきれいな河川に生まれ変わり協働のまちづくりの成功例となっています。

こうしたひとつづくりがまちづくりという観点からも町民一人一人が明るく、楽しく、積極的に町政に関心を持ち、できることは町民みずからが実行するまちづくりを目指しているとのことでした。

続きまして、2日目、兵庫県相生市の定住促進と商店街活性化について報告いたします。

相生市は、兵庫県の西南端に位置し、南は瀬戸内海国立公園に面した風光明媚な海を擁し、北は県立自然公園を持つ緑豊かな山と歴史あふれる地域を持つ南北に細い地形を有しており、JR山陽本線と山陽新幹線の相生駅、国道など交通アクセスが備わった人口3万91人のまちです。

相生市では財政状況の悪化が懸念される中、行財政健全化を進めながら選択と集中により、積極的な子育て応援施策や定住促進施策を展開している中、平成23年度には「相生市子育て応援都市宣言」を行い、積極的な子育て応援施策を展開し、日本一子育てしやすいまちを目指しています。

子育て応援都市宣言に至るまでには、まず、第1期行財政健全化に取り組み27億6,000万円の財源を確保、その中で将来の人口減少が最重要課題として浮き上がり、特に、年少人口15歳未満が県下で最下位のため、年少人口の減少は将来相生市の人口に大きく影響するので、この課題を解決するために第2期行財政健全化計画をスタートさせ、行政資源の均一配分、あれもこれもから脱却し、行政改革による効果的、効率的な行政運営に取り組み、その姿勢を示すため宣言を行い、相生が暮らしやすい11の定住促進関連事業をスタートさせ、子育て世代をターゲットに定住促進を図りました。

転入者からは、子育ての環境や条件がとてもよく住みやすい、子どもの教育な熱心な市だと思ふ、子育て世帯には助かる助成がある、妊婦への助成が手厚いなどの声があり、定住施策開始以降、人口は社会増減の幅が半減し、平成27年末には社会増減がプラス92人となり、施策に一定の効果が認められました。

今後の課題と対応については、子育て応援都市として子育て世代への周知が8割を超え、口コミで評判が広がりつつある中で最大の目的は定住者をふやすことであり、相生市を選ぶ理由として教育、子育て支援及び住宅取得助成のみではなく、住宅環境や交通の利便性などの要素も大きいのでPRと分析の継続が必要であり、また、近年の社会経済状況の低迷による影響で財政状況も変化しており、これからは地域創生総合戦略を軸としたターゲットを明確にした事業を展開するとのことでした。

次に、相生市は古くから造船業を中心にした工業都市として発展してきたが、造船業の



衰退とともに商店街の活気は低下しました。また、高齢化率は県内で上位であり、高齢社会への対応が急務となっています。このような現状を好転させるために、商店街は毎年季節ごとのイベントを行ってきたが空き店舗の増加はとまらず、阪神淡路大震災を契機に食料の安定供給や健康に過ごすための安全な食生活の大切さを痛感し、平成13年にはNPOひょうご農業クラブを設立、高齢者の健康維持のため、まちなかに安全な食生活が享受できる環境をつくるために有機野菜生産者とネットワークを築き、まちなかで朝市による販売拠点をつくり、この朝市を発展させ、平成15年には国と県と市の助成により本町商店街の空き店舗にコミュニティレストランよりあいクラブをオープンさせ、健康と福祉のまちづくり、食文化豊かな地域社会の実現、地域の活性化と商店街の再生をその目的として打ち出している。開設当初から商店街に人の流れがふえ、マスコミなどにも取り上げられ、商店街の知名度やイメージが向上してきた。今後の展望として、このよりあいクラブを地域高齢者の健康と元気の拠点とし、商店街を軸にした高齢者に優しいまちづくりを推進していきたいとのことでした。

さらに、新規事業では国の加速化交付金を活用した相生市観光・交通・商業の連携による地域活性化事業計画の策定に取り組んでおり、また、商店街の振興を図るための市独自の商店街空き店舗等活用事業補助金が交付されています。現地視察では、JR相生駅から徒歩10分の位置にある駅前から一番近いアーケードのある近隣型商店街を見学、説明を受け、かつては造船業で栄えた企業城下町の面影が残っていて、商店街のたたずまいが昔懐かしい昭和時代の風景を体感することができました。

以上で、行政調査報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員会の行政調査報告を終わります。

次に、本省要望の報告を求めます。団長、津曲牧子議員。

○5番（津曲 牧子君） おはようございます。本省要望活動及び表敬訪問について御報告いたします。

期間は8月23日、24日の2日間でした。本年度は、団長、津曲牧子、永友良和議長、青木善明議員、春成勇議員、田中議会事務局長、小澤町長、森総務課長、三嶋政策推進課長、恵利建設管理課長の9名で行いました。

1日目は、防衛省の深山地方協力局長にお会いし、これまでの本町に対する10年間の再編交付金事業のお礼と学校施設改善の整備、進捗状況をお伝えし、引き続き何らかの制度の創設をお願いしてまいりました。この後、宮崎県選出の代議士事務所を表敬訪問し、面談できた江藤拓衆議院議員には要望活動の提言内容である竹嶋橋掛けかえに関する提言書、国道10号の交通渋滞緩和促進の提言書、一級河川小丸川水系の内水排除機能確保強化に関する提言書の3件を直接お渡ししました。特に、竹嶋橋の掛けかえに関しては、引き続き県へのお力添えのお願いをいたしました。

2日目は、最初に宮崎県東京事務所を表敬訪問し、次に国土交通省に向かい石井啓一大臣に宛てた要望書をお渡ししました。水管理・国土保全局の野村次長にはお会いでき、豪

雨災害時の内水被害対策として小丸川の宮越樋管排水機場の設置を強く要望してまいりました。また、道路局の青木次長にもお会いし、国道10号が町民の生活、防災安全上欠かせない幹線道路であること、また、交通渋滞緩和のために片側2車線の4車線化を要望いたしました。長年の間、要望活動を続けている竹嶋橋掛けかえに関する提言に関しましては、周辺に東児湯消防署、東九州自動車道高鍋インターチェンジ、総合病院があり、また、本町、木城町、川南町を結ぶ通勤通学道路で利用されており、幅員が狭く、また、重量制限もあり、緊急車両が迂回を余儀なくされている現状、児童生徒の通学時には安全面を考慮して毎日地区のPTAや民生委員が見守りをしている状況等を説明し、現在、国、県、町で構成する道路検討会の進捗や3町での期成同盟会の協議等を重ねていることをお伝えし、国のさらなる後押しを要望いたしました。ほかに、関係部署の各役職の方々に提言書を提出し、水管理・国土保全局からは水害時の対応に係る啓発ビデオをいただけてきました。その後、松下新平参議院議員、長峯誠参議院議員にお会いして、3件の要望書を提出し、お力添えをお願いいたしました。

この3件の要望は、町民の生活に直結する重要課題であり、早期の実現を念願し活動したところですが、国としては近年の災害発生に早急に対応するための予算面や優先順位をつけての災害対策などがあり、厳しい状況であるとの御回答でしたが、理解を深めていただいたことと、次へつながる道筋を深めていただくきっかけがくれたと思います。本町としても財政的に厳しい中で事業費等の検討を進めながら、今後も要望活動を行っていきたいと考えます。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、本省要望の報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。平成28年6月1日から8月31日までの主な政務について御報告を申し上げます。

まず、高鍋町消防操法大会及び東児湯支部消防操法大会についてでございますが、6月26日、高鍋町スポーツセンターにおきまして高鍋町大会を開催いたしました。天候にも恵まれ、各部とも訓練の中で培った技術を十分に発揮し、大変すばらしい大会となりました。

東児湯支部大会につきましては、7月16日、東児湯消防組合で開催されました。今回も激戦となりましたが、本町では小型ポンプ積載車の部で第13部が準優勝し、ポンプ自動車の部で第3部が3位という結果となりました。小型ポンプの部の第2部は、すばらしい操法でありましたが、残念ながら入賞には至りませんでした。

次に、災害時における炊き出し等に関する協定及び災害時における高鍋町と高鍋町関係郵便局の協力に関する協定調印式についてでございますが、炊き出し等に係る協定書につ

きましては、7月4日に高鍋町地場産業振興会と締結いたしました本協定には地震などの有事の際における町内避難所での炊き出し等、労務協力や避難所開設が困難な地域における移動販売車による炊き出し等を実施することなどが盛り込まれております。

高鍋町と高鍋町関係郵便局の協力に関する協定につきましては、8月17日に協定いたしました。本協定には、災害時発生時の早期郵便物配達に必要な事項や緊急車両等としての車両の提供、郵便局ネットワークを活用した広報活動などが盛り込まれております。

次に、蚊口浜ビーチクリーン活動についてでございますが、7月10日、高鍋海水浴場において行われました。当日は雨に見舞われましたものの、町民の皆様ほか関係団体から約1,500人の御参加をいただき、清掃作業に汗を流しました。

次に、未完の夢戦没画学生慰霊美術館「無言館」展についてでございますが、7月30日から8月28日まで高鍋町美術館において開催いたしました本展の作品は、戦争の愚かさや残酷さを直接表現したものではございませんが、作品から伝わる若くして戦死した画学生たちの息づかいや作品の背景からそのことを感じ取っていただけたものと考えております。

次に、きゃべつ畑のひまわり祭りについてでございますが、8月13日、14日の2日間にわたり、染ヶ岡地区において開催されました。同地区環境保全協議会が中心となり、7回目を迎える本年は83ヘクタールの畑に約1,100万本のひまわりが咲き誇りました。ひまわりの成長もよく、両日とも天候に恵まれ、約1万1,000人もの来場者でにぎわいました。

以上、その他の政務、要望活動等につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月21日までの17日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から21日までの17日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 報告第5号

### 日程第5. 報告第6号

### 日程第6. 報告第7号

○議長（永友 良和） 日程第4、報告第5号平成27年度高鍋町財政健全化判断比率につ

いてから、日程第6、報告第7号平成27年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上3報告を一括議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 報告第5号平成27年度高鍋町財政健全化判断比率について及び報告第6号平成27年度高鍋町公営企業資金不足比率についてを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第5号平成27年度高鍋町財政健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政健全化判断比率につきまして御報告するものでございます。

4つの指標の比率がそれぞれ括弧書きで記載しております早期健全化基準値以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、本町ではいずれの比率も早期健全化基準値未満となっております。

次に、報告第6号平成27年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

その比率が経営健全化比率基準で定められております20%以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、本町では水道事業、下水道事業とも資金不足は発生しておりません。

以上、2件につきまして御報告を申し上げます。

○議長（永友 良和） 次に、教育委員長の報告を求めます。教育委員長。

○教育委員長（黒木 知文君） おはようございます。報告第7号平成27年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について御報告を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により提出するものでございます。

以上です。

---

#### 日程第7. 同意第1号

○議長（永友 良和） 次に、日程第7、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第1号教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現委員の小泉桂一氏が、平成28年11月30日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、改正前の地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（永友 良和） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略いたします。

以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑をおわります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第1号を起立によって採決いたします。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、同意第1号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第8. 議案第44号

○議長（永友 良和） 次に、日程第8、議案44号防災行政無線戸別受信機の購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案44号防災行政無線戸別受信機の購入について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、防災行政無線戸別受信機を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 詳細説明を申し上げます。

購入物件は防災行政無線戸別受信機、契約の方法は随意契約、購入価格は2,177万2,800円、契約の相手方は、住所、福岡市中央区天神2丁目13番7号、名称、沖電気株式会社九州支社、支社長、秀文人でございます。

なお、この防災行政無線戸別受信機につきましては、平成25、26で整備いたしました防災行政無線放送設備設置工事の中で購入いたしました戸別受信機と同等機種を560台購入するというところでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案44号防災行政無線戸別受信機の購入について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） まず、随意契約にした理由、それがまだ述べられてなかったの  
で、そのところを簡単に述べてください。確かに、防災行政無線については電波法の問  
題などもあって、クリアすべき関係などによって本体設置業者とかそれに付随した業者で  
なければいけないと考えるんですが、独占禁止法との絡みで問題はないのかどうかをお伺  
いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） まず、随意契約の件ですけど、これは前から御説明しており  
ますとおり、貸与する予定の戸別受信機でございますが、この性格上、既に構築されてい  
ます防災行政無線放送施設との確実に整合するものということがございますので、これに  
合致するためには沖電気工業が設置しております関係上、沖電気が製造するものであると  
いうことで、これが絶対条件となると思います。それによりまして、この契約自体が競争  
入札には適さないという判断をしておるところでございます。それと、独禁法との関係で  
ございますけど、公正取引委員会のほうから公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の  
活動に関する独占禁止法上の指針というものが出ておりまして、これにつきましては、入  
札に係る事業者及び事業者団体との活動の関係においてというようなことが示されてお  
りまして、どのような行為が独占禁止法では禁止されていますよというふうに規定されてお  
りますが、今回のこの件につきましては、その指針に照らし合わせてもこの契約は何ら問  
題ないという認識をしております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 実は、なぜこのような質疑を行ったのかという理由は、昔、自  
治体などが紙からパソコンへということで、デジタル化というパソコンへと移行した時期  
に、例えば、1円予算でとって、それから以降のシステムなど自社の機器以外は使えない  
ようにするといったことが各自治体で出てきました。そのことが問題になって独占禁止法  
などとの絡みでいわゆる改善命令が出されたという今までの実態があるんです。そういう  
ことから考えて、やはり通信機器であってこれは先ほど答弁がありましたけれども、どこ  
の会社でもいいというわけではないと思います。しかし、もし万が一に多様な機器を開発  
提供できるという会社があるのであれば、また、問題視されかねない状況が出てくるの  
ではないかと懸念されるということがありましたので、この質疑をお聞きしましたが、再度  
確認いたしますが、問題ないと考えておられるんですね。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 今議員のほうから申されましたが、先ほども若干触れまし  
たが、メーカーによりまして伝達方式等が違っておりますので、沖電気以外のメーカーの受  
信機をつけても放送できないということになります。それと、今、独禁法との関係、再度  
質問ございましたが、そういう部分については何ら問題ないと判断しております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。議案44号防災行政無線戸別受信機の購入について。屋外の受信機が設置をされ、住民の皆さんからは大変喜ばれています。その一方で、雨のとき聞こえない、風邪が吹いたら聞こえない、ここは聞こえる位置にない、反響して聞こえないなどということが町民から多数寄せられておりました。そのためにも戸別受信機を個人の費用で出しても欲しいという方がたくさん町民の中にはいらっしゃいます。やはり災害に対する危険度、東日本、本当に大震災の後、皆さんが災害に対する備えをしっかりとこのような形でしていきたいという希望が多いせいではないかというふうには私は思っております。だからこそ高鍋町が貸し出しであったにしても、こうやって戸別受信機を買い、そして、町民の皆さんに安全安心を確保できるという体制というのは、非常に私はよろしいと思います。

したがって、この第44号防災行政無線戸別受信機の購入については、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案44号を起立によって採決します。本件は原案どおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案44号防災行政無線戸別受信機の購入については原案のとおり可決いたしました。

---

日程第9. 議案第45号

日程第10. 認定第1号

日程第11. 認定第2号

日程第12. 認定第3号

日程第13. 認定第4号

日程第14. 認定第5号

日程第15. 認定第6号

日程第16. 認定第7号

日程第17. 認定第8号

日程第18. 認定第9号

日程第19. 議案第46号

日程第20. 議案第47号

日程第21. 議案第48号

日程第22. 議案第49号

日程第23. 議案第50号

日程第24. 議案第51号

日程第25. 議案第52号

日程第26. 議案第53号

日程第27. 議案第54号

○議長（永友 良和） 次に、日程第9、議案45号平成27年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第27、議案54号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上19件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案45号平成27年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、議案54号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案45号平成27年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第1号平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第8号平成27年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算についてまででございますが、平成27年度各会計の歳入歳出の決算について地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

初めに、認定第1号の一般会計については、歳入総額86億2,697万1,850円、歳出総額82億2,817万7,119円、差し引き3億9,879万4,731円となっております。

次に、認定第2号国民健康保険特別会計については、歳入総額34億8,940万3,784円、歳出総額32億1,821万1,177円、差し引き2億7,119万2,607円となっております。

次に、認定第3号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額4億7,215万6,806円、歳出総額4億7,214万106円、差し引き1万6,700円となっております。

次に、認定第4号の下水道事業特別会計については、歳入総額3億4,750万7,429円、歳出総額3億3,996万2,201円、差し引き754万5,228円となっております。



次に、認定第5号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,049万6,000円、歳出総額953万4,513円、差し引き96万1,487円となっております。

次に、認定第6号の介護保険特別会計については、歳入総額17億5,097万1,290円、歳出総額16億3,076万3,817円、差し引き1億2,020万7,473円となっております。

次に、認定第7号の一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額2,427万3,630円、歳出総額2,125万4,440円、差し引き301万9,190円となっております。

次に、認定第8号の西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計については、歳入総額35万4,392円、歳出総額18万6,935円、差し引き16万7,457円となっております。

次に、認定第9号平成27年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

営業面では給水件数が8,967件で、前年度より2件の増、有収水量は197万9,714立方メートルで、前年度より0.8%減少いたしました。

経営面では、税抜き of 収入的収支総額4億3,278万1,139円で、支出総額4億702万4,464円、当年度純利益は2,575万6,675円でございます。

次に、資本的収支ですが、収入総額5,000万円に対し、支出総額は3億1,467万4,804円となっております。なお、資本的収入が支出に対して不足する額2億6,467万4,804円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、議案46号高鍋町税条例等の一部改正についてでございますが、本案は地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主なものは、まず1点目は、自動車取得税廃止に伴う軽自動車税の環境性能割の導入に係る規定の整備及び現行の軽自動車税を種別割に名称を改めるものでございます。

2点目は、法人町民税の法人税割の税率を現行の12.1%から8.4%に改めるものでございます。

3点目は、特定一般用医薬品の医療費控除の創設を行うもののほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案47号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましても、日本と台湾との二重課税を防止する等の租税取り決めに関し、地方税法及び国内関連法の整備がなされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案48号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案は平成28年2月に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、地域密着型通所介護が創設されたことに伴い、本条例に地域密着型通所介護に関する基準

を追加するとともに、関係部分の改正を行うものでございます。

次に、議案第49号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案は前案と同様に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、サービスごとの基準の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第50号平成28年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ8,536万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ79億3,867万3,000円とするものでございます。

補正の主なものは、ふるさと納税促進事業、畜産競争力強化整備事業補助金、多面的機能支払交付金補助金の追加、花守山誘導看板設置事業、道路維持整備事業、社会資本整備総合交付金事業、津波避難タワー建設予定地購入事業、学校教材備品購入事業、体育施設整備備品購入事業等でございます。

また、4月に実施いたしました人事異動等に伴う人件費の調整をそれぞれ行うものでございます。

財源といたしましては、国、県支出金、寄附金、町債等でございます。あわせて町単独道路改良事業外2件の地方債の変更を行うものでございます。

次に、議案51号平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ13万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億2,004万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では職員の人事異動に伴う人件費の減額及び平成27年度事業実績による国及び県負担金返還金の増額でございます。

歳入では、人件費減額に伴う職員給与費相当分一般会計繰入金金の減額、財源調整のための繰越金の増額でございます。

次に、議案52号平成28年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ113万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,818万8,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では職員の人事異動に伴う人件費の増額でございます。

歳入では、平成27年度決算に伴う繰越金の増額及び財源調整のための一般会計繰入金金の減額でございます。

次に、議案53号平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出予算の総額に変更はなく、平成27年度事業費確定に伴い、歳入の費目間で財源調整するものでございます。

次に、議案54号平成28年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億2,416万3,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ21億463万3,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では平成27年度事業費確定に伴う国、県支出金及び支払基金返還金並びに一般会計繰出金の増額及び介護給付費準備基金積立金の増額でございます。

歳入では、平成27年度事業費確定に伴う介護給付費交付金の増額、平成27年度決算に伴う繰越金の増額でございます。

以上、19件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

失礼しました。水道課のところで、収益的収入総額、これを収入的収支総額と言っておる。収益的収入総額にかえていただきます。

以上です。

○議長（永友 良和） ここでしばらく休憩をいたします。11時10分より再開いたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開します。

#### 日程第28. 平成27年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

○議長（永友 良和） 日程第28、平成27年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） それでは、監査委員2名を代表いたしまして、平成27年度各会計の決算審査結果を御報告いたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付されました平成27年度高鍋町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を御報告いたします。

決算審査は、去る7月1日から8月4日までの間、役場におきまして書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を8月22日に講評を兼ねまして町長に提出をいたしております。決算審査意見書は皆様のお手元に配付をされております。その内容について御報告を申し上げます。

まず、第1に審査の対象となりましたのは、平成27年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、平成27年度高鍋町特別会計7会計の歳入歳出決算、1、国民健康保険特別会計、2、後期高齢者医療特別会計、3、下水道事業特別会計、4、介護認定審査会特別会計、5、介護保険特別会計、6、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計、7、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計でございます。

第2に、審査の期間でございますが、先ほど述べましたとおり、平成28年7月1日から8月4日まで、実質審査日数は19日間でございます。

第3に、審査の方法でございますが、審査に当たりましては、町長から提出をされました決算書及び付属書類が地方自治法、高鍋町条例に準拠して作成をされているか、予算が

適正かつ効率的に執行されているかを主眼に置き、関係職員の説明を聴取し、定期監査、例月現金出納検査結果等も考慮して、関係帳簿並びにその他の書類と照合するとともに必要な書類の提出を求め、通常実施すべき審査を実施し、現地調査も実施をいたしました。

第4に、審査の結果でございますが、平成27年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、関係諸帳票を始めその他の証拠書類など照合審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認をいたしました。

また、予算の執行、会計事務、財産の管理など財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認めました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書をごらんいただきたいと存じます。

まず、一般会計から申し上げます。最初に、決算にあらわれた現状の評価について申し上げます。まず、収支でございますが、平成27年度一般会計決算の規模は、前年度と比較して、歳入において3億4,537万2,000円上回っております。歳出におきましても、2億7,127万3,000円前年度を上回っております。また、収支では、実質単年度収支は黒字を計上しておりまして、収支均衡の原則が貫かれ、堅調なものであったという結果が出ております。

まず、歳入から申し上げます。自主財源であります町税が441万7,000円増加し、高い収納率を維持するなど収納努力の結果として評価できるものと思います。依存財源であります地方交付税が9,957万8,000円の増加、地方消費税交付金は消費税率引き上げに伴い1億7,368万1,000円の増、国庫支出金は臨時福祉給付措置事業補助金や子育て世帯特例給付措置事業補助金、現年発生補助災害復旧事業負担金、防災行政無線放送施設整備事業補助金等の減はございましたが、児童措置費負担金、地域住民生活等緊急支援交付金、地域子ども・子育て支援事業補助金等の増がありまして、全体としては3,817万7,000円の増となっております。

県支出金は、森林整備加速化・林業再生事業費補助金、公共施設再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金等の減がありましたが、児童措置費負担金、埋却地再生整備事業委託金、多面的機能支払交付金、地域住民生活等緊急支援交付金等の増がありまして、全体では5,278万1,000円の増となっております。

借入金であります町債は、本庁舎大規模改修事業や災害復旧事業、河川敷多目的施設工事等の減がありましたが、庁舎別館建設、国営農地整備事業、中央公民館等の改修等の取り組みによりまして増額となっております。

収入未済額でございますが、総額で2億2,798万9,000円でございますが、この中には繰越明許費に係る国庫支出金が4,144万9,000円、県支出金が3,200万円、町債が6,070万円含まれております。

なお、町税、保育料及び住宅使用料の収入未済額が合計で9,382万9,000円で前年度と比較しまして1,092万1,000円減少をしております。

また、高鍋めいりんの里運営資金貸付金元利収入の収入未済額は、まだ依然として多額でありまして確実な収納が求められます。その中で、特に住宅使用料は滞納額の減少額が少額しか減少しておりませんので的確な対応が求められます。

不納欠損額は、町税及び保育料で310万6,000円となっております。総額では前年度と比較して379万6,000円の減となっております。

また、町税滞納処分の執行停止中の額は896万8,000円で、大幅に減少をしております。

次に、歳出について申し上げます。義務的経費におきましては、公債費は減少しましたが、人件費は欠員でありました議員報酬及び非常勤職員報酬等の増が主要な要因となって増加をしております。扶助費も臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金等の減がありましたが、認定こども園給付費、私立保育園委託費、訓練等給付費、介護給付費等の増額及び高齢化の進展が増加をしました関係で、全体では4,193万円の増加となっております。

投資的経費は、庁舎大規模改修事業や小丸川河川敷多目的施設建設事業、災害復旧事業等の減はありましたが、庁舎別館建設事業、町道維持整備工事、中央公民館空調設備改修工事等の工事、それから尾鈴地区土地改良事業国営事業・県営事業負担金等の増によりまして、全体では358万2,000円の増となっております。

その他の経費では、補助費等は森林整備加速化・林業再生事業補助金、青年就農給付金等の減がありましたが、消費喚起、生活支援事業補助金、多面的機能支払交付金、新商品開発・販路拡大事業補助金等の増によりまして、8,401万7,000円の増となっております。

物件費は、電算機リース料、小中学校パソコンリース料、ふるさと納税返礼品等の増によりまして、3,009万7,000円の増となっております。

繰出金は、特別会計繰出金の増加によりまして4,573万5,000円増加をしております。

基金の積み立てでございますが、公共施設等整備基金、ふるさとづくり、これは納税ですが、基金の積み立てをしたことによりまして、5,455万3,000円の積み立て増額となっております。公共施設等の改善資金の確保に努められたということでもあります。

以上の実績から、従前に引き続きまして、財政健全化に取り組むとともに、基金の積み立てによる財政の健全化を図るなど各種財政指標も改善されるなど、財政規律を重視する一方で、各種の補助金制度を積極的に活用し、生活環境の整備、防災対策事業、教育環境の整備に取り組むなど平成27年度一般会計の運営は効果的であるとともに適正であったものと認められます。

若干懸念されますことは、近年、財源の伸びを上回る社会保障費、いわゆる扶助費ですが、の増加が続いておりますことから財政運営は一段と厳しさを増すことが予想されます。引き続き財政健全化に取り組むとともに、財政支出に当たっては効果と必要性を見きわめ

た上で執行されるとともに、歳入面におきましては、財源確保のなお一層の取り組みが求められるものと思われます。このため、各種補助金等を積極的に活用するとともに、自主財源の確保に向けて収入未済額の解消に取り組む必要があります。収入未済額は年々減少してきておりまして、その徴収努力を評価するものでありますが、依然として多額でありますので、引き続き取り組みの強化をしていただくよう要望いたします。

不納欠損につきましては、負担の公平性に配慮し、特に慎重を期することが必要であります。

歳出面では、財政規律を重んじた財政運営に取り組まれるとともに、常に町民のニーズを的確に捉え、最小の経費で最大の効果を上げるべくあらゆる角度から検討を重ね、真に町民のための財政運営を進めるため、常に予算の管理執行状況を把握し、より効果的で効率的な執行に努められるように要望いたします。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険加入世帯数は前年度と比較して106世帯減少し、被保険者数も298人減少をしております。歳入面では、被保険者の減少等によりまして、国保税が前年度と比較して4,716万7,000円の減収となるとともに、国庫支出金、療養給付費等交付金、繰入金が減額となりましたが、前期高齢者交付金、共同事業交付金、県支出金等の増額によりまして、全体では2億4,715万8,000円の増額となっております。

一方で、収入未済額がこれまでの徴収努力によりまして、前年度に引き続き1億円を下回ったことは評価できるものと思われます。

なお、平成27年度に不納欠損処理した額は640万7,000円で、前年度と比較して351万8,000円減少をしております。平成27年度末までの滞納累計額は8,528万8,000円ありまして、徴収努力の積み重ねにより毎年縮減しておりますが、依然として高額であります。執行停止中のものも加味すると今後とも滞納を縮減する努力が求められます。

現在の国民健康保険財政は、実質単年度収支も黒字となっておりますとともに、準備基金の積み立ても平成28年5月末で4億6,477万9,000円積み立ておりまして、安定しているといえますが、ここで意見書の42ページをごらんになってください。42ページの第1表をごらんになってください。表のE欄をごらんになってください。ここに書かれております2億7,119万3,000円が地方自治法に定める実質収支として決算書に計上される金額でございます。しかし、この額は前年度からの繰越金や基金の繰入れ、基金の積み立ても含んでおりますので、本当の意味での財政状況は実質単年度収支で判断することになります。

同じく第1表のK欄をごらんになってください。この数字が繰越金や基金の繰入れ、積み立てを除外した数字で、実質的に27年度単年度のみ歳入差引額をあらわしたものです。そういう意味では決算額とは違いますが、実質的な黒字は5,090万7,000円であったということが出来ます。

なお、意見書には書いておりますが、決算に含まれていない国庫支出金、県支出金、療養給付金等の交付金の未交付額、まだ受け取っていない額が2,250万9,000円ございますので、それらを加味しますと7,341万6,000円の単年度実質黒字だったということが言えると思います。詳しくは意見書を見ていただきたいと思います。なぜ、このような交付金の不足や超過が発生するかと申しますと、国、県支払基金から交付されます交付金は療養費の見込み額により交付されますので、翌年度にその過不足額を精算することとされております。

以上のことを含めまして、改めて状況を見てみますと、第2表をごらんになっていただくとおわかりになると思いますが、ここ数年間の国保税の動向は国保税の税率の変更はございませんが、毎年度収入額が2,000万円から5,000万円減少をしております。5年前と比較すると約1億4,400万円の減少となっております。このまま推移すると、今のところ基金がありますけれども、財政運営は厳しくなるのではないかと推測をされます。今後とも医療費の動向を注視していく必要があるものと思われまます。医療費が毎年増加する中で、国民健康保険財政の安定化は最も重要な課題でありまして、その安定化のためには疾病の予防と健康保険税の的確な収納が求められます。特定健診等の受診率向上による疾病予防に向けてなお一層取り組まれるとともに、引き続き収納率向上対策に努めていただくよう要望をいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。老人保健事業から後期高齢者医療保険事業に移行されまして、制度は定着をし、現段階では現行制度が継続するものと思われまます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成27年度の公共下水道事業の事業量は、管渠布設212メートル、面整備0.5ヘクタールで3,321世帯、7,178人が接続可能となっております。平成27年度末現在の管渠総延長は48.2キロメートル、面整備累計は218.5ヘクタールとなりまして、水洗化率は81.1%、2,686世帯、5,821人となっております。下水道の普及により快適な生活と河川の浄化が進み、その効果は次第にあらわれてきております。

一方、浄化センターの機器の老朽化が進み、長寿命化対策が計画されています。これらの財源を確保するためにも、水洗化率の向上に向けた取り組みをなお一層推進することが求められます。このような状況の中で、平成27年度末における財政状況は起債残高が24億7,299万5,000円でありまして、その償還や事業推進に必要な費用及び維持管理費に要する財源を使用料で賄っておりますが、不足額は一般会計からの繰入で補っている状況であります。

特筆すべき点は、供用開始当初から下水道使用料の未徴収の手続が一部欠落したことによる未調定、未徴収が発生した件の対応であります。この件に関しましては、地方自治法に基づき過去5年前までさかのぼって平成20年度に調定された使用料は598万423円ですが、平成27年度末現在の納入済額は472万7,538円でありま

して、収入未済額が125万2,840円に減少してきましたことは徴収努力の結果と一定の評価ができるものでありますが、徴収額が急激に減少してきております。今後の債権の取り扱いも検討の必要ではないかと思われま。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。3町によります認定審査は的確、そして、スムーズに行われておりまして、今後ともさらに連携を密にし、適正な審査が行われるように要望をいたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。平成27年度の要介護、要支援の申請数は895件です。前年度と比較しまして23件増加をしております。申請者のうち非該当者は9件となっております。

ここで、またお願いします。意見書の59ページの第1表をごらんになってください。59ページの第1表です。

実質収支額が1億1,964万5,000円となっております。さらに一番下段の実質単年度収支で見ますと、5,384万2,000円となっておりますが、これも意見書に書いておりますが、国県支出金、それから高鍋町一般会計等からの受入超過額がございます。これは今年度返還するものですが。この受入超過額が5,706万6,000円ございますので、実質的にはそれらを加味しますと322万4,000円の赤字ということが出来ます。今後、高齢化が進み保険給付費の増加も見込まれますことから、負担に対する公平性の確保と安定的な保険事業運営が求められております。このため、保険料の収入確保は必要不可欠であります。今後とも収入未済額を増加させないよう対策に努めていただきたいと思います。また、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できますように、円滑な運営を図っていかれますよう望むものであります。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入されました畑地かんがい用水を他の事業にも雑用水として使用することを目的に1市3町で設置されました会計でありまして、平成21年度から事業を開始しております。事業開始から7年が経過をし、財政状況は収入未済額もなく、積立金を積み立てるなど順当で安定した運営となっております。今後とも収入の確保に努め、適正で安定的な運営を要望をいたします。

次に、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計について申し上げます。平成27年度に西都児湯1市5町1村で共同設置された会計でございまして、適正な審査を行われるよう要望をいたします。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく平成27年度高鍋町水道事業会計決算審査結果について御報告を申し上げます。

決算審査は、去る6月20日から6月24日までの間の中で、役場におきまして書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を7月8日に講評を兼ねて町長に提出をいたしました。

その概要について御報告を申し上げます。審査の期間は、6月20日から6月24日ま



での間のうち実質5日間でございます。

審査の方法は、町長から提出をされました決算書類及び付属書類が地方公営企業法、その他の関係法令に基づき作成をされているか、水道事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、会計帳票、証拠書類、関係帳簿など通常実施すべき審査手続及び必要とする審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、決算書類及び決算付属書類は、地方公営企業法、その他関係法令に基づき作成され、その計数は正確であり関係帳簿と符合し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。また、予算の執行も適正に執行されていることを認めました。

それでは、総括意見を申し上げます。

まず、分析による現状の評価でございますが、本年度の給水人口は1万8,611人で、前年度より241人減少し、有収水量も1万6,221立方メートル減少するとともに、年間配水量も前年度と比較して2万9,922立方メートル減少をしております。なお、漏水対策等の効果もありまして、有収率は87.6%と依然高い水準を維持をしております。施設利用率も同類系の団体の経営指標、施設利用率55.1%、負荷率78.8%を上回っております。効率的な業務運営に努められたものと評価をできます。

次に、経営成績につきましては、本年度の経営成績は損益計算書のとおりであります。収益では、営業収益は給水収益が減少するとともに、他の営業収益も減少したことによりまして、603万5,137円、1.5%減少をしております。費用では、営業費用は修繕費及び減価償却費の増が要因となりまして、1,466万3,701円、4.4%増加、営業外費用は、支払利息が10.2%減少しております。費用全体では548万1,995円、1.4%の増加となっております。これらの結果、純利益は前年度より1,172万6,129円減少し、2,575万6,675円となっております。

経営状況につきましては、経営分析での指標が経営指標と比較をして下回っている部分もありますので、改善を図っていく必要があるものと思われま。

次に、財政状態につきましては、今年度末における財政状態は貸借対照表のとおりであります。資産の部では、有形固定資産では建物、構築物、機械及び装置、建設仮勘定が減少したことにより7,969万3,805円、1.6%の減少となっております。流動資産は、現金預金が2,652万73円、8.6%減少をしております。

負債の部の固定負債では法改正によりまして、平成26年度から企業債が資本金から負債として計上されることになりましたが、償還により1億3,549万679円、4.7%の減となっております。流動負債は、翌年度償還予定額が増加したこと、あわせて未払金の増加によりまして、2,328万5,060円、10.8%大増加をしております。繰延収益は、国庫補助金、工事負担金により取得した資産の当該年度減価償却相当額であります2,017万7,313円、3.4%が減少をしております。このことによりまして、全体の負債額は1億3,238万2,932円、3.6%減少をしております。資金運用面で

ありますが、流動資産が流動負債を大幅に上回っており、安定していると言えます。

資本金の部では、建設改良積立金を自己資本金に組み入れたため、3,866万8,565円、2.9%の増となっております。

剰余金の部では、減債積立金は増加しましたが、建設改良積立金を自己資本金に組み入れたこと及び当年度末に処分利益剰余金が減少したことによりまして、剰余金は1,291万1,890円、4.6%減少をしております。

以上のことから、資本全体では2,575万6,675円の増加となっております。年度末における財政状態は安定していると言えますが、企業債未償還残高が高額でありますことから、さらなる経営努力が望まれるものであります。

分析による現状の評価は以上のとおりであります。平成27年度の経営状態を見ますと、収益的収支の収益面では、給水人口は前年度よりも減少し、経営の根幹であります営業収益は若干減少をしております。一方、費用面では営業外費用の支払利息は減少しましたが、修繕費に多くの費用を要したこと、減価償却費の増額により営業費用が増加をしております。この結果、純利益は前年度を1,172万6,129円下回ります。2,575万6,675円となっております。

資本的収支につきましては、収入では企業債が3,000万円の減少、工事負担金が108万176円減少をしております。全体では3,108万176円の減となっております。支出面では、浄水場改良費の減少によりまして、一般改良費が959万473円減少し、企業債償還金は1,116万9,557円増加をしております。

経営状態につきましては、企業債元利償還金が給水収益の50%を超える状況が依然として続きますとともに、多額の減価償却費の計上など経営環境の改善には長期間を要するものと思われまします。このような中で、給水人口は減少傾向が続いておりまして、今後の水道事業経営に当たりましては、業務のさらなる効率化に向けた取り組みと安全で良質な水の安定供給に向けて町民に信頼される水道事業の執行を要望するものであります。

なお、給水原価が前年度で供給単価とほぼ同額に改善をされておりましたが、27年度費用の増加により給水原価が供給単価を5.4円上回る結果となっております。今後とも徹底した経営分析を行い、その結果を踏まえた企業努力を要望するものであります。

以上で報告を終わります。

---

○議長（永友 良和） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時46分散会

---